

# 居宅介護支援事業所 えがお

## 運営規程

(事業の目的)

第1条 たじま医療生活協同組合が開設する居宅介護支援事業所えがお（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員およびその他の従業員（以下「介護支援専門員」という）が、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、その心身の状況に応じて適切な指定居宅介護支援を提供する。

(事業所の名称等)

第2条 事業所を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

1. 名称 居宅介護支援事業所 えがお
2. 所在地 豊岡市江本396-1-101

(運営の方針)

第3条

1. 指定宅介護支援の目的

居宅において、安全・安心な日常生活を営むために必要な保健医療サービス・福祉サービスの適切な利用の支援、居宅サービス計画の作成・その他の便宜の提供を目的とする。

2. 指定居宅介護支援事業所の運営方針

- ①要介護状態の軽減・悪化の防止等、重度化状態になることの予防に努める。
- ②自立した日常生活ができるよう配慮する。
- ③利用者やその家族に対してケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を行い、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを説明する。
- ④利用者の心身の状況、環境などに応じた適切な保健医療サービス・福祉サービスの提供及び、幅広い社会資源・多様な事業所からの総合的かつ効率的なサービスを提供する。
- ⑤市町、地域包括支援センター、地域、介護保険施設、他の介護支援事業所など保険者との連携を行う。
- ⑥医療・介護サービス事業者と十分な連携を行う。
- ⑦自らの居宅介護支援の質の評価・向上に努める。

(従業員の職種・人員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者：1名（常勤・介護支援専門員兼務・主任介護支援専門員）  
管理者の職務内容は、当該事業所の従業者の管理、利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
2. 介護支援専門員：常勤1名以上  
厚生労働大臣の定めるところによる人員に関する基準に基づき、介護支援専門員を配置する。  
介護支援専門員の業務内容は、面接相談、居宅サービス計画の作成、サービス実施状況の把握・評価、関係事業所等の連絡調整、その他の便宜の調整等、指定居宅介護支援の業務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、たじま医療生活協同組合規定に準ずるものとし、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日～土曜日までとする。  
但し、祝日及び12月30日～1月3日までを除く。
2. 営業時間 月曜日～金曜日：8時45分～17時30分  
土曜日：8時45分～12時45分までとする。

（居宅サービス計画の作成及び評価の方法）

第6条

1. 居宅サービス計画の作成に当たって、介護支援専門員は利用者の居宅、または利用者が利用する医療機関及びサービス事業所にて相談を受ける。
2. 介護支援専門員は居宅サービス計画を作成した際には、その内容について利用者  
に同意を得た上で、当該居宅サービス計画書を利用者及び主治医・関連サービス事業所等に交付する。
3. 介護支援専門員は、居宅サービス計画書の実施状況の把握及び解決すべき課題の把握に当たっては、特段の事情がない限り次に定めるとおり行う。  
1ヶ月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者  
に面接する。また、実施状況の把握・サービス事業所の意見を聞き記録する。
4. 要介護更新認定、要介護区分変更認定等をうけた場合においては、サービス担当者会議を開催し、居宅サービス計画の変更の必要性等について、各担当者の専門的見地からの意見を求める。
5. 指定居宅介護支援事業者及びその管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者などによるサービスを位置づける旨の指示を行わない。
6. 居宅サービス計画等利用者に関する記録は、5年間保管する。
7. 利用者の住む地域の社会資源の情報を把握し連携をはかる。
8. 利用者様の課題分析を行うためサービス事業所へ個別サービス計画の提出依頼

を行う。

## 9. 地域ケア会議等への協力を行う。

(給付管理)

第7条 居宅サービス計画作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行い、サービス実績を確認した上で、毎月の給付管理表を作成し、兵庫県国民健康保険団体連合会へ提出する。

(利用料、その他の費用)

第8条 指定居宅介護支援事業の提供に係る利用料は次のとおりとする。

1. 利用料は、介護保険の告示上の額とし、重要事項説明書で示す。
2. 利用者の選定により、通常の事業実施地域の境界を越えて指定居宅介護支援を行う場合は、事前に利用者に同意を得て、その境界を越えたところから利用者宅までの実費費用を徴収する。

(通常の事業実施地域)

第9条 通常の事業実施地域は、豊岡市・豊岡市城崎町・豊岡市竹野町・豊岡市日高町・豊岡市出石町とする。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 事業所は、指定居宅介護支援の質的向上を図るために次とおりの運営を行う。

1. 居宅介護支援専門員は、身分証の携帯、提示を行う。
2. 職員の資質向上のための研修、啓発を採用時研修及び継続研修等、計画的に実施する。その他、業務の執行体制について検証、整備を行う。
3. 職員は、業務上知りえた利用者・家族の情報については、守秘義務を厳守し、また職員であったものが離職後においても守秘義務の厳守とすべき旨を雇用契約の内容とする。
4. 指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、重要事項に基づく処理を行い記録する。
5. 利用者・家族からの苦情をうけた場合は、重要事項説明書に基づく処理を行い、当該苦情の内容を記録し、事業所にて共有し再発防止に努める。
6. 市町、又は国民健康保険団体連合会から指導・助言をうけた場合においては、改善し、その内容を報告する。
7. 事業所は、指定居宅介護支援事業に必要な業務に関する記録及び運営に関する記録の整備を行う。
8. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、たじま医療生活協同組合理事会で定めるものとする。

(附則) この規程は、平成17年2月1日から施行する。

- [改定] この規定は、平成 18 年 4 月 1 日をもって改定し施行する。
- [改定] この規定は、平成 18 年 6 月 19 日をもって改定し施行する。
- [改定] この規定は、平成 23 年 12 月 1 日をもって改定し施行する。
- [改定] この規定は、平成 26 年 12 月 1 日をもって改定し施行する。
- [改定] この規定は、平成 30 年 9 月 1 日をもって改定し施行する。